

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2001-213019(P2001-213019A)

【公開日】平成13年8月7日(2001.8.7)

【出願番号】特願2000-362246(P2000-362246)

【国際特許分類第7版】

B 4 1 J 29/00

B 4 1 J 11/00

B 6 5 H 1/28

B 6 5 H 31/00

B 6 5 H 31/24

【F I】

B 4 1 J 29/00 A

B 4 1 J 11/00 C

B 6 5 H 1/28 3 2 0 A

B 6 5 H 31/00 B

B 6 5 H 31/24

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月22日(2004.9.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積み重ね可能な薄型プリンタであって、

積み重ね可能なホームセンタ電子装置に対応する高さ、幅および奥行寸法を有するハウジングを備え、

前記ハウジングは、入力トレイおよび出力トレイを有する薄型の媒体カセットを摺動可能に収容するのに十分な高さ、幅および奥行寸法を有し、前記出力トレイは伸縮するよう前に記入力トレイの下部にマウントされ、前記媒体カセットが完全に前記薄型プリンタに挿入されるとき、排出される出力媒体シートを下部から支持するようになっており、

前記ハウジングは、さらに、薄型印字バーへの前方上面からのアクセスを可能にし、前記ハウジングの内部に配置される印字カートリッジの交換を容易にする、前記積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項2】

前記薄型プリンタの前記入力トレイから前記出力トレイにわたって延び、媒体の経路の一部を画定することを助ける前記ハウジングに取り付けられたチャネル部材をさらに備え、

前記チャネル部材は、前記積み重ね可能なホームセンタ電子装置の下に前記薄型プリンタが積まれるとき、前記媒体の経路の画定された部分に詰まった媒体を取り除くことを容易にすることを助けるのに十分な大きさの複数の開口部を有する、請求項1記載の積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項3】

積み重ね可能な薄型プリンタであって、

上部前面通路および下部前面通路を有する滑らかな平面の箱形ハウジングを備え、前記

上部前面通路は印字バーアセンブリを収納する大きさを有し、前記下部前面通路は、媒体カセットを収納する大きさを有し、

前記媒体カセットは、媒体シートの供給を保持する上部の入力トレイと、前記薄型プリンタによって印刷された媒体シートを保持する下部の出力トレイを含み、

前記出力トレイは、一体的に上部表面に取り付けられた間隔のあけられた一組のリブ部材を有し、前記リブ部材は、前記入力トレイの前壁に同時に係合し、前記出力トレイが前記前壁から延びるように引き出され、前記入力トレイに保持された入力媒体シートの供給に対して相対的に平行な面に前記出力トレイは適切に位置し、排出された個々の媒体シートを保持する、積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項4】

前記印字バーアセンブリの上部に取り付けられ、前記入力トレイから前記出力トレイまで前記薄型プリンタを通じて広がる媒体経路の一部を画定するのを助けるチャネル部材を備え、

前記チャネル部材は、前記媒体経路の画定した部分で詰まった媒体の取り除きを容易にする十分な大きさの複数の開口を有する、請求項3に記載の積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項5】

前記下部前面通路は、前記媒体カセットの高さ、幅、および奥行寸法に対応する高さ、幅、および奥行寸法を有し、前記ハウジングに前記媒体カセットを完全に挿入するのを容易にする、請求項3に記載の積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項6】

前記上部前面通路への入口を閉鎖するために枢支可能に取り付けられ、媒体出口スロットを有し、前記薄型プリンタが印刷した媒体シートを前記出力トレイに配置させる前面ドアをさらに備える請求項3に記載の積み重ね可能な薄型プリンタ。

【請求項7】

審美的外観もたせるために前記媒体カセットを取り外し可能に取り付けられたベゼルをさらに含む請求項3に記載の積み重ね可能な薄型プリンタ。